



2024年5月27日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機  
代表者名 代表取締役社長 小塚 英一郎  
(コード番号 7719 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理担当 伊集院 功  
(TEL. 050-3529-6502)

## 当社株式の特別注意銘柄指定継続に関するお知らせ

当社の株式は、2023年3月30日付で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）から特設注意市場銘柄（現在は「特別注意銘柄」に名称変更）に指定されておりましたが、2024年5月24日付で特別注意銘柄の指定を継続する旨の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特別注意銘柄指定継続の内容

当社は、2023年3月3日に、現在は撤退している商事事業における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同年3月8日に過年度決算の訂正について開示いたしました。本件は、当社の元商事事業担当取締役らの関与によって、商事事業において販売価格と仕入価格の純額を手数料収入として会計処理すべき取引を、取引商材の販売価格で売上高に総額計上するなどの不適切な会計処理を行っていたもので、この背景として、元商事事業担当取締役は、取引の実態よりも数字を重視する姿勢を有し、その他の役職員も当該姿勢や書類の記載内容が実態と異なることを認識し得たにもかかわらず疑義を呈することがなかったなど、会計知識およびコンプライアンス意識が欠如していたことのほか、他の取締役から元商事事業担当取締役に対して監査法人からの指摘を踏まえた改善を十分に促していなかったなど、取締役相互間の監督機能が十分に機能していなかったことや、監査法人からの指摘を受けた監査役による是正の求めが不十分な対応となっていたこと、また、内部監査部門がその役割を十分に果たしていなかったこと、さらに、当社は2018年3月に改善報告書を提出しているもののその改善策の一部が徹底されていなかったことなどが認められ、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、東京証券取引所より、2023年3月30日付で当社株式を特設注意市場銘柄（現在は「特別注意銘柄」に名称変更）に指定されました。

その後、当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け2023年8月28日付で「改善計画・状況報告書」を策定・公表し、グループの役職員一丸となってガバナンス・内部管理体制を抜本的に改善し整備していくための改善措置・再発防止策の実行に取り組み、2024年4月1日に東京証券取引所に有価証券上場規程に定められた内部管理体制確認書を提出し、その翌日に「改善計画・状況報告書」に記載した改善措置およびその実施状況ならびに運用状況について公表いたしました。

こうした状況の中で、当社は、既に退任している当社の元商事事業担当取締役が関与する子会社における売上原価の過大計上の疑義が新たに判明したことを受けて、2024年2月27日に調査委員会を設置し、同年3月29日にその調査報告書を受領し、その内容を公表いたしました。これにより、元商事事業担当取締役の関与によって、外注先を介した原価の水増し・キックバックが

行われていたことが判明し、子会社における外注先管理の不備等が明らかになりました。この新たに発覚した不正行為につきましては、上記の内部管理体制確認書に特別注意銘柄指定期間中に生じた不適正開示として記載いたしました。調査委員会の調査結果を受けて実施した過年度決算の訂正の開示は2024年5月1日となり、調査委員会の再発防止策の提言を受けて策定した再発防止策の開示は同年5月2日となりました。

このような状況の下、当社は、2024年5月24日に、東京証券取引所より、2023年8月28日に開示した改善計画に関し各種社内組織や規程等の整備といった一定の対応が行われていることが認められたものの、内部管理体制に関して更なる対応を必要とする状況が以下のおり認められ、これらの改善に向けた対応についてなお継続して確認する必要があると判断され、当社株式について特別注意銘柄指定を継続する旨の通知を受領するに至りました。

- ・ 決裁権限基準に沿わない承認者による稟議承認や、起案者と承認者が同一の稟議が複数存在するなど、稟議機能の運用の不徹底が認められること
- ・ 与信管理規程に基づく与信管理を実施できていない子会社があるなど、改善計画に基づく対応に不備が認められること
- ・ 社内規程は全面的に改定されたものの、その改定に時間を要したため、改定後の各種規程に沿った運用状況を十分に確認するための期間が確保されていないこと
- ・ 新たに判明した子会社における外注先管理の不備等に対する体制整備などの再発防止策（2024年5月2日策定・開示）の実施が未了であること

## 2. 今後の対応

当社は、上記の特別注意銘柄指定継続に係る指摘を踏まえ、現在取り組んでいる改善計画・再発防止策の実施スケジュール等を改めて見直し、速やかに今後の具体的な対応策を策定し、内容が確定次第開示いたします。

その後、当社は、特別注意銘柄指定から1年6か月を経過した日（2024年9月30日）以後に、東京証券取引所に内部管理体制確認書を再提出し、その内容等の確認を受け、内部管理体制等について改善がなされていないと認められた場合には、当社株式は上場廃止となりますので、特別注意銘柄指定解除に向けて、グループの役職員一丸となって改善計画・再発防止策の実行に取り組む所存であります。

株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引先様その他すべてのステークホルダーの皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上